

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 8 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 519, 000 2, 015, 200	一括	503, 800	52, 152	11, 175
1	1, 417, 000				
2	1, 102, 000				



IT

物 件 目 録

- 1 所 在 宇部市大字船木字大木森
 地 番 6 4 4 番 1
 地 目 宅地
 地 積 3 9 9 . 9 9 平方メートル

- 2 所 在 宇部市大字船木字大木森 6 4 4 番地 1
 家屋 番号 6 4 4 番 1
 種 類 車庫
 構 造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
 床 面 積 9 1 . 5 0 平方メートル
 (現況)
 種 類 車庫・事務所
 床 面 積 約 9 7 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 3月27日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 宇部市大字船木字大木森 |
| | 地 番 | 6 4 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 9 . 9 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇部市大字船木字大木森 6 4 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 6 4 4 番 1 |
| | 種 類 | 車庫 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 9 1 . 5 0 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 車庫・事務所 |
| | 床 面 積 | 約 9 7 平方メートル |



令和6年（ケ）第66号
令和6年11月28日受理
令和7年1月7日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 金川直樹

（注）チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 宇部市大字船木字大木森 |
| | 地 番 | 6 4 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 9 . 9 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇部市大字船木字大木森 6 4 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 6 4 4 番 1 |
| | 種 類 | 車庫 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 9 1 . 5 0 平方メートル |



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	山口県宇部市大字船木6 4 4 番地の1 (住居表示未実施)	
土 地	物件1	
現 況 地 目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下 記 以 外 の 建 物 (目 的 外 建 物)	☐ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
そ の 他 の 事 項		
建 物	物件	
種 類 、 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☒ 種 類：車庫・事務所 ☐ 構 造： ☒ 床面積：約97平方メートル	
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない { 種 類： ☐ ある { 構 造： 床面積：	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 車庫・事務所 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上 記 以 外 の 敷 地 (目 的 外 土 地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
そ の 他 の 事 項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者会社代表者及びその配偶者（同社取締役）	1 本件土地の南東側部分の形状が公図や建物図面と異なっているのではないかとのお尋ねですが、この辺りは、以前は田であった場所なので、形状が図面と異なっているところもあると思います。しかし、境界について、隣地所有者との間で問題になったこともなく、長年、このままで使用しています。 2 本件土地東側及び南側の境界は、溝の真ん中であると認識しています。 3 上水道の管が南側隣接地の地下を通して本件物件に引き込まれているとのことですが、これまで南側隣接地所有者との間で問題になったこともなく、隣接地の土地使用料も支払ったことはありません。 4 債務者会社の営業は、本年末をもって廃止する予定です。 本件物件内の動産類は、車両も含めて撤去する予定です。 （令和6年12月19日口頭聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（3枚目）

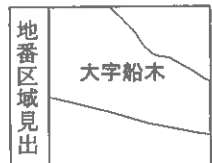
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者兼所有者会社が、車庫・事務所として占有しているものと認められる。
- 3 本件土地の形状は、現地での概測の結果、概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われるが、あくまでも概測による認定であり、本件土地の形状等を確定させるものではない。特に、本件土地に関する精度の高い図面は存在せず、本件土地の南東側の部分は公図や建物図面と異なっているなど、本件土地の境界は不明確であるため、本件土地の形状等を明らかにするには、隣接土地所有者等の関係者の立ち会いのもとで、専門家による測量をする必要があると思われる。
- 4 物件2建物の東側に、物件2建物に付合した車両置き場がある。
- 5 上記意見はあくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月28日(木)	執行官室	宇部市役所に間取図請求(郵送)
6年12月2日(月) 13:43~13:50	執行官室	債務者兼所有者会社代表者から聞き取り(電話)
6年12月6日(金) 13:15~13:20	執行官室	債務者兼所有者会社代表者から聞き取り(電話)
6年12月9日(月) 8:56~8:57	山口地方法務局 宇部支局	公図閲覧等
6年12月9日(月) 14:31~14:32	山口地方法務局 宇部支局	公図閲覧等
6年12月17日(火) 14:35~15:15	物件所在地	物件確認、写真撮影、債務者兼所有者会社代表者及びその配偶者(同社取締役)から聞き取り(口頭)
6年12月19日(木) 14:40~16:00	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影、債務者兼所有者会社代表者及びその配偶者(同社取締役)から聞き取り(口頭)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



請求部	所在	宇部市大字船木字大木森				地番	644番1		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項		

縮小 (A3→A4)

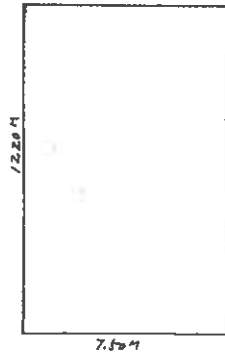
各階平面図
土地所有権

土地所有権	644-1
土地の所在	愛知県名古屋市 宇部南大字

昭和40年10月1日登記

建物平面図

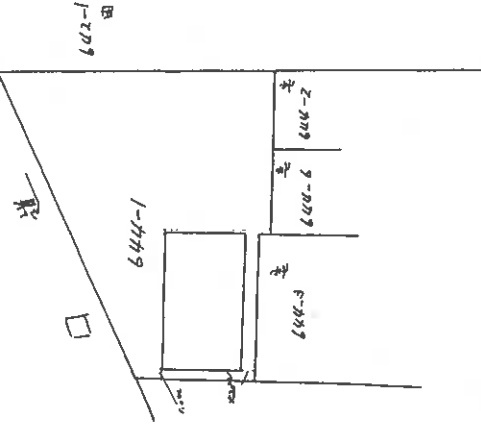
$S \frac{1}{200} m$



$\frac{12.20 \times 7.50 = 91.50}{\text{床面積 } 91.50 m^2}$

建物図面

$S \frac{1}{500} m$



作製年月日
昭和40年九月二十八日

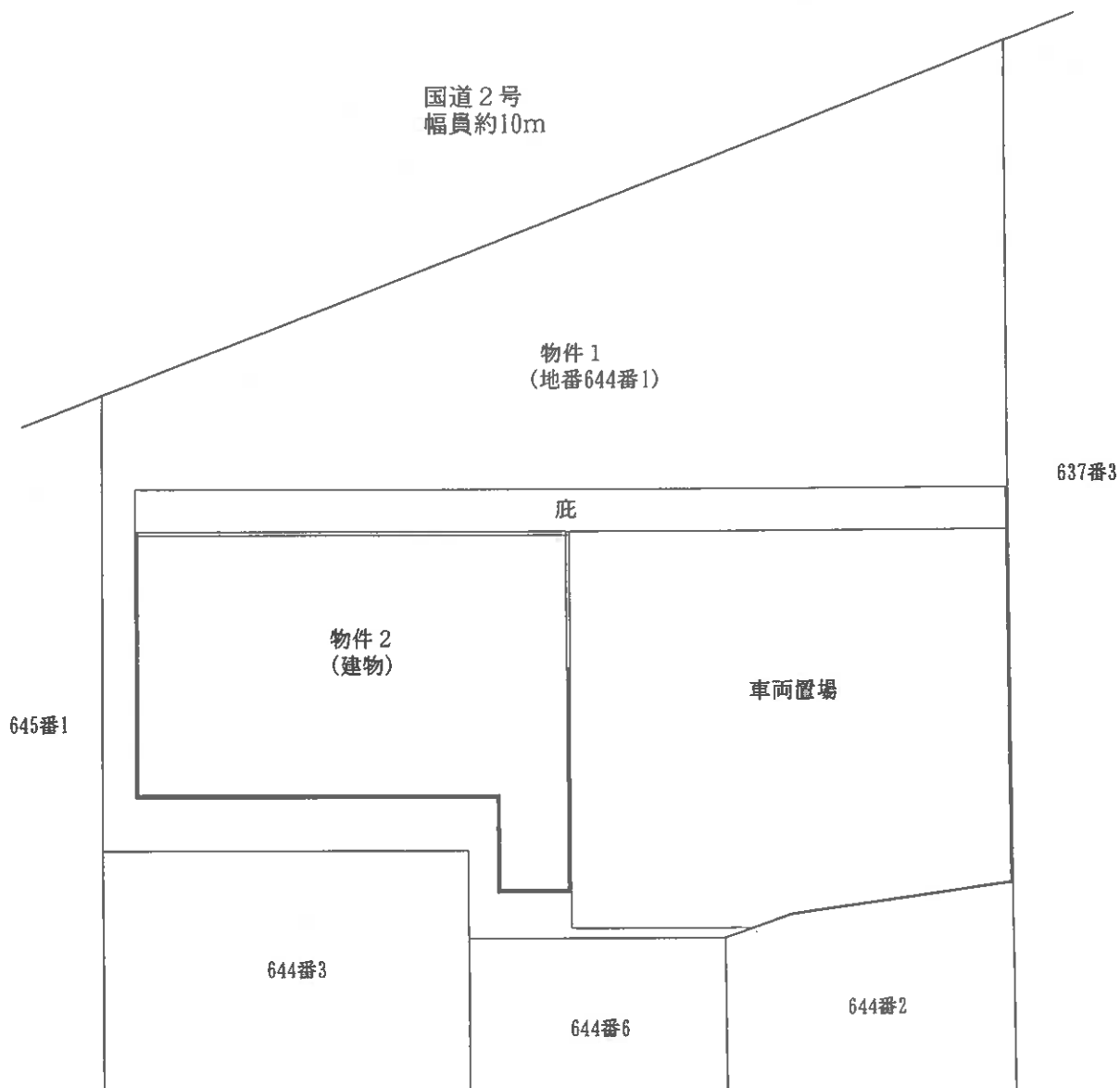
申請人

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/

0207664

縮小 (A3→A4)



令和6年(ケ)第66号

土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

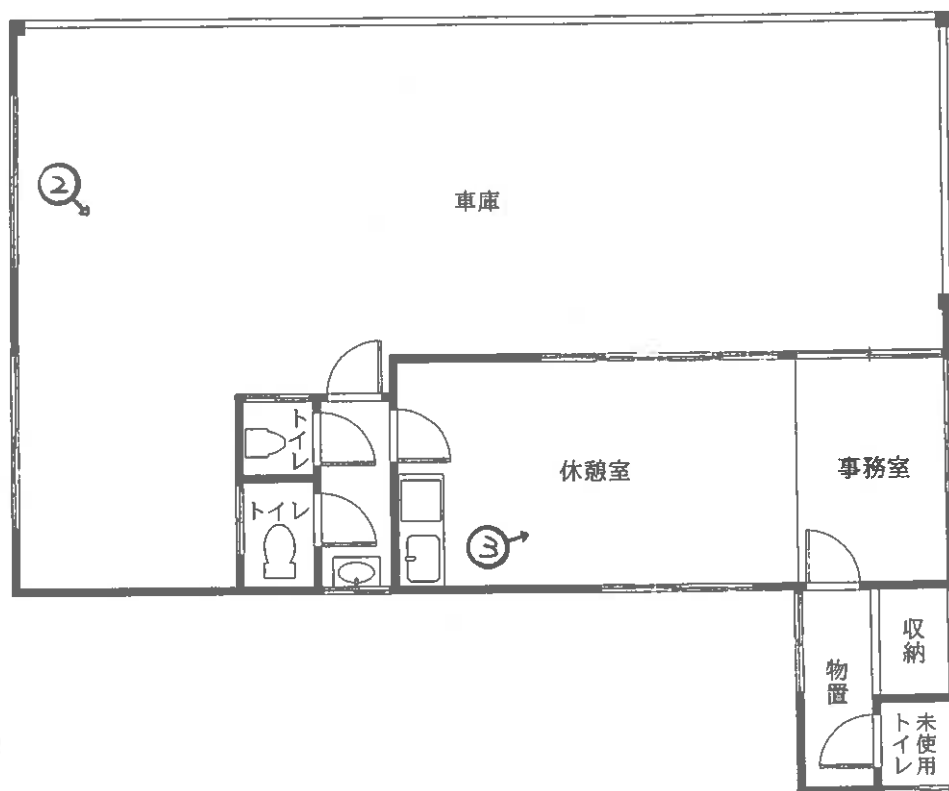
縮尺：約1/200

※ 評価人作成図面



写真撮影位置方向

(8 枚目)



※ 評価人作成図面



写真撮影位置方向

(9 枚目)

令和 6 年 (ケ) 第66号

建物間取図 物件 2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100

車両置場

物件 2 建物



写真 1

本件物件の外観



写真 2

事務所



写真 3

休憩室・事務室

令和6年（ケ）第 66 号
令和6年12月19日 現地調査
令和7年1月6日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

植田 豊隆

第1 評価額

一括価格	
金 2,519,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,417,000円
物件2（建物）	金 1,102,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 積	宇部市大字船木字大木森 644番1 宅地 399.99m ²	(特記事項参照)
2	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	宇部市大字船木字大木森644番地1 644番1 車庫 軽量鉄骨造スレート葺平家建 1階 91.50m ²	車庫・事務所 1階 約97m ² (概測)
番号	特 記 事 項		
1	目的土地についての正確な図面がなく、法務局備え付けの公図、建物図面等を基に現場調査のうえ「土地建物位置関係図」を作成したが、各種図面と現況とで異なる箇所も認められ境界も不明確であるため、土地の形状、地積及び境界等を明確にするには専門家による調査及び測量等が必要となる。		
2	目的建物については、現場調査及び占有者陳述内容から、事務所としての使用も認められるため、種類を上記のとおり判定した。 また、法務局備付の建物図面、登記簿記載事項と照合した結果、南東側部分において現況と異なる箇所が認められたため、現場調査により床面積を上記のとおり判定した。 なお、評価においては現場調査による概測面積を採用したが、正確な面積については専門家による調査及び測量等が必要となる。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R山陽本線「厚東」駅 西方 約5.3km 【道路距離】 「茶屋」バス停 北東方 約150m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	低層の事業所、戸建住宅、アパート等が見られる国道沿いの地域である。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 近隣商業地域 80% 200% 準防火地域 なし	
画 地 条 件	規 模 間 口 奥 行	399.99 m ² 約 27 m 約 20 m	形 状 接面状況 地 勢 ほぼ台形 中間画地 ほぼ平坦
接面道路の状況	北側幅員約10m舗装国道、高低差 等高 (注) (注) 国道2号 〔建築基準法第42条1項1号道路〕		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あ り ガス配管: な し 下水道 : あ り (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 宇部市上下水道局の給水戸番図によると、上水道の配管については、南東側私有地から引込がなされているが、上水管埋設についての地役権の登記はなされておらず、また占有者陳述によると隣接者との間で特段の契約や土地使用料の支払い等はないとのことである。 ② 宇部市公表の「洪水ハザードマップ」によると、目的土地は有帆川洪水浸水想定区域「3.0m～5.0m未満」内に存する。		

特 記 事 項	③【土壌汚染について】 目的土地は、登記簿等によると宅地として利用される前は雑種地及び田であり、所有権移転及び利用経緯等に鑑みて土壌汚染の可能性については低いものと推定されるが、詳細については専門調査機関による調査が必要であるため、評価上考慮外とした。 ④【埋蔵文化財について】 宇部市教育委員会 学びの森くすのき・地域文化交流課にて確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和40年8月10日新築 経過年数 約 59 年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数超過
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：波板スレート 外 壁：波板スレート、サイディングボード 内 壁：クロス、合板、現しほか 天 井：クロス、石膏ボード、現しほか 床：フローリング、CFシート、コンクリートほか 設 備：電気、給排水ほか
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 車庫・事務所 間取り 別添の「建物間取図」参照。
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	① 築後約59年経過した建物であり、全体的に経年相応の汚損が見られた。 なお、未使用トイレ部分については調査ができなかったため状態等については不明である。 ② 本件目的建物に付合した車両置場が存するが、建物価格に含めて評価した。 ③ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。また、害虫被害、耐震等についても専門調査機関による調査を行っていないため詳細については不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	16,200円/㎡	0.90	399.99㎡	0.75	4,374,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

山口県地価調査 宇部(県)5-8

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
12,200円/㎡	$\frac{99.6}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{75}$	16,200円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
形状	0.90

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物等の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	100,000円／㎡	97㎡	0.03	291,000円

イ 延床面積：概測数量による。

ウ 現価率： 経済的耐用年数を超過していると判断されるため、現況調査により建物の維持管理の状態等を考慮して、現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	4,374,000円	0.40	法定地上権	1,750,000円

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ(2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,374,000円	－ 1,750,000円		0.90	0.60	1,417,000円
2	291,000円	＋ 1,750,000円	1.00	0.90	0.60	1,102,000円
一括価格(合計)						2,519,000円

ウ 占有減価：必要なし。

エ 市場性修正：上水道の状態、土地の形状など目的物件に不明事項があること等を総合的に勘案して査定した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 山口県地価調査価格 (宇部(県)5-8)

所 在 : 宇部市大字船木字田町258番
価 格 : 12,200 円/㎡
位 置 : JR山陽本線「厚東」駅 西方約5.1km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 178 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 幅員約6m市道に南側で接面
用 途 指 定 等 : 近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率200%)、準防火地域
地 域 の 概 要 : 旧来の店舗、一般住宅等が混在する近隣商業地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 4,661,163 円

物件2 762,019 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/10,000)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真



縮尺: 1 / 10,000

地理院タイル (国土地理院) を利用して作成

0 250 500m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	宇部市大字船木字大木森				地番	644番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				
						補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方法務局宇部支局管轄)

令和6年9月20日

山口地方法務局

登記官

請求番号：22-1

(1/1)

縮小 (A3→A4)

登記年月日：昭和40年10月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方公務局宇部支局管轄)
令和6年9月20日 山口地方公務局

各階平面図
土地所有権

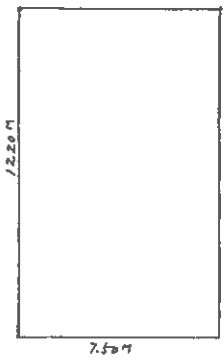
登録番号	644-1
土地の所在地	宇部市大字森644-1

昭和40年10月1日登記

建物平面図



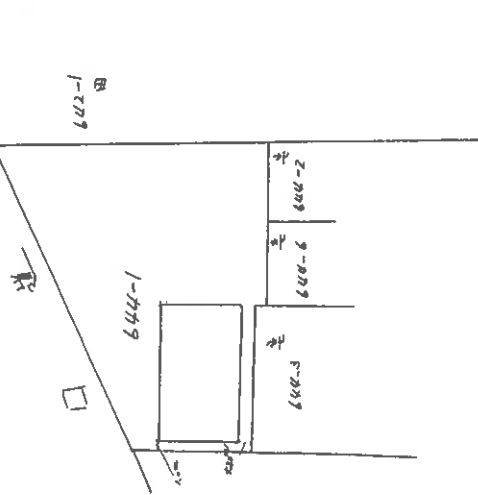
5/200m



12.20 X 7.50 = 91.50
床面積 91.50 m²

建物図面

5/500m



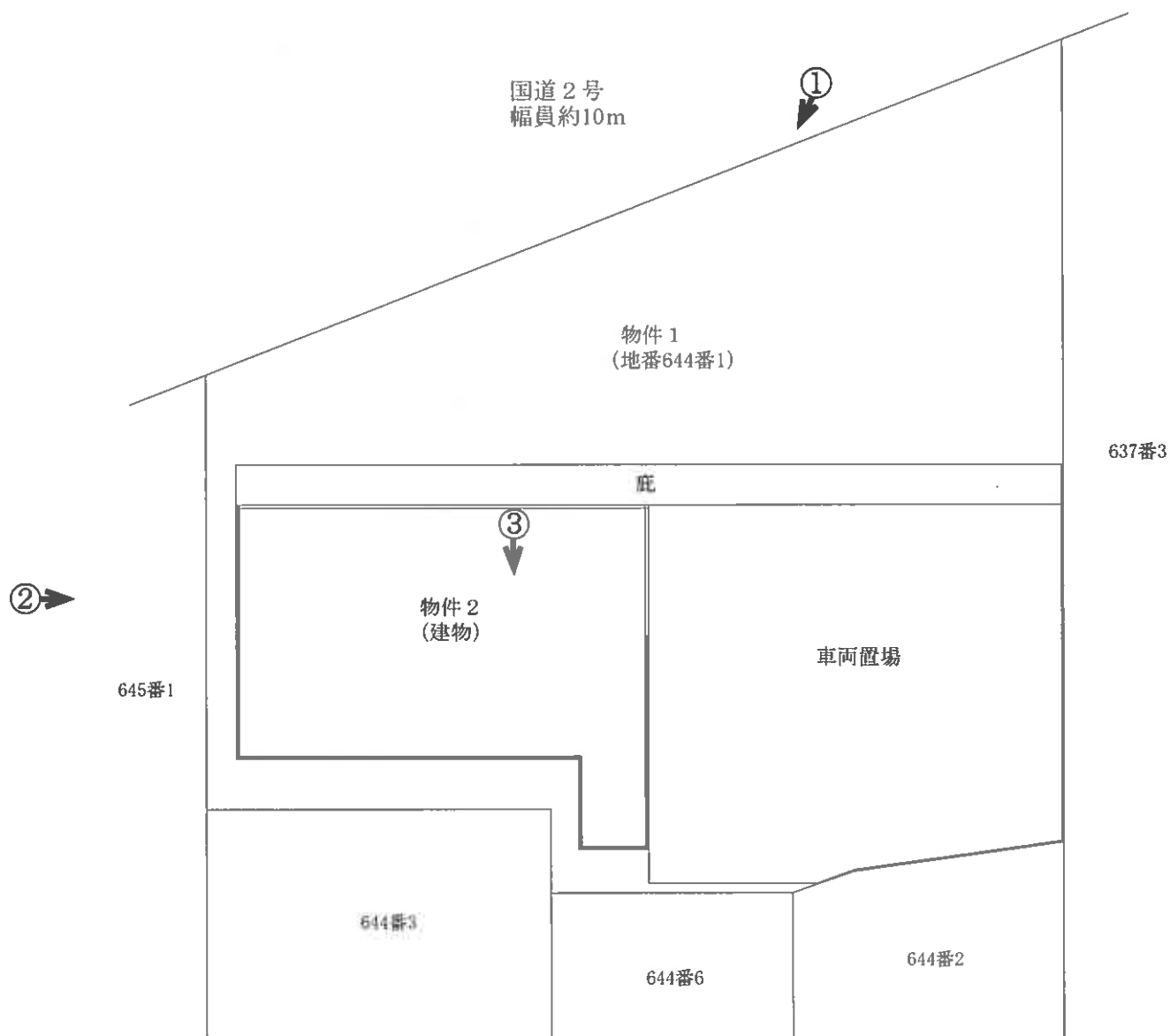
製作年月日	昭和40年九月二十八日
製作者	

申請人	
-----	--

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/
----	----

縮小 (A8→A4) 0207664



国道2号
幅員約10m

物件1
(地番644番1)

637番3

底



物件2
(建物)

車両置場

645番1

644番3

644番6

644番2

写真撮影位置

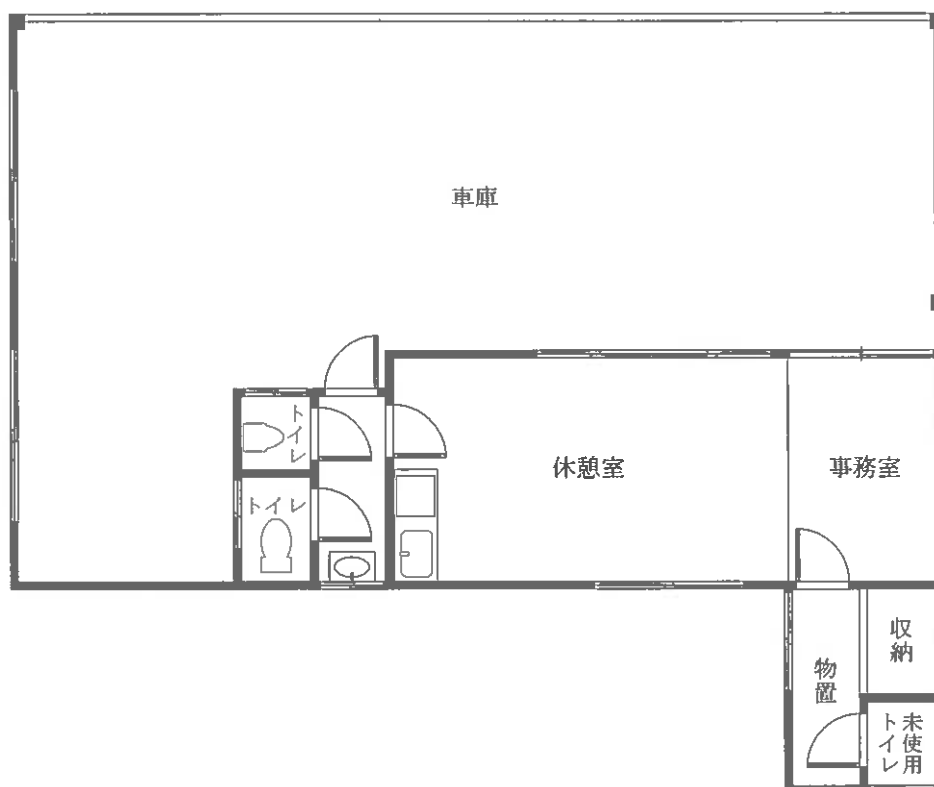


令和6年(ケ)第66号

土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

縮尺：約1/200



令和 6 年(ケ)第66号

建物間取図 物件 2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100

目的物件の状況

